

野田市告示第 188 号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による狂犬病
予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第8項の規定により次
のとおり告示する。

令和7年8月4日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特 徴
令和7年 7月31日	野田市 木野崎625 (スポーツ 公園内)	トイ・ プード ル	茶	オス	小型	成犬、 布製の青と白の首輪 有り マイクロチップなし

上記の犬は令和7年8月7日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）